

資料 1

日本英文学会中部支部第 1 回臨時理事会 議事録

平成 26 年 4 月 27 日 13 時 00 分-19 時 00 分

出席者

内田勝（岐阜大学）、内田恵（静岡大学）、川村亜樹（愛知大学）、鈴木達也（南山大学）、滝川睦（名古屋大学）、武井暁子（中京大学・事務局長）、田中智之（名古屋大学）、梅正行（中京大学・支部長）、平野順雄（堀山女学園大学）、松本三枝子（愛知県立大学・副支部長）、宮地信弘（三重大学）、山本卓（金沢大学）、吉田江依子（名古屋工業大学）、花崎美紀（信州大学・委任状）

オブザーバー

山田晶子（愛知大学・編集委員）

司会：松本三枝子

1. 編集委員辞任の件

平成 26 年 4 月 27 日時点において編集委員 12 名の辞任及び編集委員候補 3 名の辞退を引き起こした原因が、梅正行支部長と武井暁子事務局長の中部支部規約の逸脱による言動にあると認定し、梅氏と武井氏に今回の件の謝罪を求めたが、拒否されたため賛成票 11、反対票 3 によって両氏の解任を決議した。

2. その他

今後の方策を協議した結果、支部長として松本三枝子理事、事務局長補佐（杉浦清文・中京大学）に難ある場合の事務局長候補として滝川睦氏を全理事一致で承認した。なお、66 回支部大会の開催校については引き続き中京大学に打診するものの、困難な場合は名古屋周辺の大学に依頼することを確認した。

資料 2

日本英文学会中部支部 理事選挙規程（案）

- 第 1 条 本規程は日本英文学会中部支部における理事選出に関する規程である。
- 第 2 条 選挙は 2 年ごとに行うものとする。
- 第 3 条 選挙権・被選挙権は本会正会員に限定する。
- 第 4 条 理事の選出人数は 10 名とする。
- 第 5 条 理事は次年度開始時点において 64 歳未満とする。
- 第 6 条 事務局は本会年次大会 30 日前までに支部ホームページにて選挙人に支部正会員名簿（8 月 31 日現在）を公示する。
- 第 7 条 選挙人は 5 名まで候補者を推薦することができる。自薦も可とする。
- 第 8 条 事務局は本会年次大会 10 日前までに、推薦された候補者の中から上位 10 名を理事候補者として公示する。候補者が 10 名を超えて選出された場合は、同数票を獲得した者のうち年長者を優先候補とする。
- 第 9 条 選挙人は第 8 条に定める候補者について、本会年次大会当日に大会会場に設けた投票場所にて信任投票を行う。
- 第 10 条 開票結果は支部ホームページに公示する。
- 第 11 条 当選には投票総数の過半数の信任を必要とする。
- 第 12 条 選挙管理委員会は本会事務局に置き、事務局長が選挙管理委員長、事務局長補佐、書記、監事が選挙管理委員を務める。
- 第 13 条 事務局長が選挙管理委員長を務められない場合、事務局長補佐又は書記が代行する。
- 第 14 条 監事が選挙管理委員を務められない場合、支部長が第 8 条に定める候補者となつていいない理事を選挙管理委員に任命する。
- 第 15 条 本規程改定は理事と総会出席者のそれぞれ 3 分の 2 以上の賛成を得なければならぬ。

附則

本規程は 2012 年 5 月 19 日より施行する。

附則

2013 年 10 月 5 日改定。

附則

2014 年 6 月 22 日改定。

日本英文学会中部支部 理事選挙規程改正案

【改正理由】

1. 誤り訂正ならびに語句の修正をおこなう。
2. 信任投票による当選の条件を明確にする
3. 選挙日程を現実的な日程に修正する。
4. 当選結果の公示方法を明確にする。
5. 体裁を整える。
6. 新たに附則を追加する。

【新旧対照表】

新（改正案）	旧（現行）
日本英文学会中部支部 理事選挙規程	日本英文学会中部支部 理事選挙規定
第1条 本規程は日本英文学会中部支部における理事選出に関する規程である。	1. 本規定は日本英文学会中部支部における理事選出に関する規定である。
第2条（省略）	2.（省略）
第3条（省略）	3.（省略）
第4条（省略）	4.（省略）
第5条（省略）	5.（省略）
第6条 事務局は本会年次大会30日前までに支部ホームページにて選挙人に支部正会員名簿（8月31日現在）を公示する。	6. 事務局はメールもしくは郵送で選挙人名簿と被選挙人名簿を本会年次大会2ヶ月前までに選挙人に送付する。
第7条（省略）	7.（省略）
第8条 事務局は本会年次大会10日前までに、推薦された候補者の中から上位10名を理事候補者として公示する。候補者が10名を超えて選出された場合は、同数票を獲得した者のうち年長者を優先候補とする。	8. 本会年次大会1ヶ月前までに、推薦された候補者の中から上位15名を理事候補者として公示する。
第9条 選挙人は第8条に定める候補者について、本会年次大会当日に大会会場に設けた投票場所にて信任投票を行う。	9. 選挙人は9条に定める候補者の中から10名を投票用紙に記入し、本会年次大会10日前までに事務局に送付する。
第10条 開票結果は支部ホームページに公示する。	10. 開票は本会年次大会1週間前までに行う。
第11条 当選には投票総数の過半数の信任を必要とする。	11. 得票数上位10名までを当選とする。10位の得票者が同数いる場合は最年長の候補を当選とする。
第12条（省略）	12.（省略）
第13条（省略）	13.（省略）
第14条 監事が選挙管理委員を務められない場合、支部長が第8条に定める候補者となっていない理事を選挙管理委員に任命する。	14. 監事が選挙管理委員を務められない場合、支部長が9条に定める候補者となっていない理事もしくは運営委員を選挙管理委員に任命する。
第15条 本規程改定は理事と総会出席者のそれぞれ3分の2以上の賛成を得なければならない。	15. 本規定改定は理事と総会出席者のそれぞれ3分の2以上の賛成を得なければならない。
附則 本規程は2012年5月19日より施行する。	附則 16. 本規定は2012年5月19日より施行する。
附則 2013年10月5日改定。	17. 2013年10月5日改定。
附則 2014年6月22日改定。	18.（新規）